

破産になっても 滞納税金は消えない

自 己破産とは、負債で苦しんでいる人を救済し、再チャレンジの機会を与えるための制度です。

自 己破産手続きは、(1) 自己破産の申立てをして破産宣告を受け、(2) 免責の申立てをして免責を受け、それにより借金をゼロにする、までをいいます。

自 己破産の申立てをしても、破産者となるかどうかは、最終的に裁判所が決定します。仮に破産者となったとしても、破産決定後に「免責」の手続きをして、「免責決定」が裁判所からおりないと、借金の支払い義務は免れません。

免 責が無事認められると、原則として全ての借金が法的になくなります。

た だし、破産によっても消えない債務があります。破産法では、税金等の公租公課や養育費や扶養義務に基づく支払債務、悪意重過失債務、罰金などは政策的理由から例外的に免責されないものとしています。

ま た、税金は、最優先弁済債権とされており、管財人報酬や裁判費用などとともに、破産手続きによらないで破産財団から随時弁済を受けることができるもの、とされています。もちろん、以前からある抵当権などが侵食されることはありません。

破 産手続きで優先弁済されて、なお未済税金が残る場合でも、租税債務は消滅しないのですから、租税は、特

別扱いなのです。

た だし、そのように頑強に守られている税金も、時効による消滅の効力を超えることはできません。「税の徴収権は、5年間行使しないことによって、時効により消滅」と法律で定められています。

も ちろん、時効にはそれを中断させることができる事由があります。租税官庁が権利行使しつづけて、権利の上に眠らないことです。

し かし、督促されていた税金に係る納税者の財産が、滞納処分で、強制換価競売にされ、租税の優先弁済があったあと、租税官庁が破産確定を無視して、引き続き、督促状を送り続けることはなかなか困難です。すなわち、そうでもしない限り、時効は進行しますので、租税債務も、5年後には消滅します。税金といえども破産には勝てても時効には勝てないのです。

夏休みが始まります。
17日海の日。海へ、山へ、ハイキングや登山に行く
と、よく谷川の水を飲みますが、谷川の水が安全なのは自然の力で浄化されているからです。強い太陽の光は水面から細菌や微生物を殺し、吹き抜ける風は水に混ざって何でも酸化・沈殿させ、川底の砂に混ざっている二酸化珪素は水の汚れを吸収してしまいます。
7日小暑、23日大暑。



すべてを疑うか、
すべてを信ずるか、
二つとも都合のよい解決法である。

(フランスの物理学者 ポアンカレ)

7月の税務メモ

(国 税)

- 6月分源泉所得税の納付(特例適用者は1~6月分の半年分)
- 所得税の予定納税額の減額申請
- 所得税の予定納税額第1期分納付
- 5月決算法人の確定申告
- 11月決算法人の中間(予定)申告

10日
18日
31日
"
"

〔地方条例による〕

(地方税)

- 6月分個人住民税特別徴収分の納付
- 5月決算法人の確定申告
- 11月決算法人の中間(予定)申告
- 固定資産税(都市計画税)の納付

★法人税予定納税額が10万円以下は申告省略です。